

民衆訴訟・機関訴訟、行政訴訟の訴額

(百選「Ⅱ-218」～「Ⅱ-222」)

問題 001

市議会の議決は法人格を有する市の内部的意思決定に過ぎないのであって、市の行為としての効力を有するものではなく、従って市を被告として不存在又は無効確認を求めることは全く無意味である。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-218)

問題 002

市長のような執行機関と市議会のような議決機関との関係は市の内部の機関相互の関係であって若しその間に紛争があるならば市が内部的に解決すべく、訴訟をもって争うべき問題ではない。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-218)

問題 003

地方公共団体の機関相互間の権限の争は、法人格者間の権利義務に関する争に類似し、法律上の争として訴訟の対象となる。

003 解答：誤り

法人格者間の権利義務に関する争とは異なり、法律上の争として訴訟の対象となるものではなく、例えば地方自治法176条5項のゆに特に訴えの提起を許している場合にのみ訴訟の対象となるとした。(Ⅱ－218)

問題 004

市議会の議員が、市又は市長を被告として議決の無効又は不存在の確認を求める訴は、地方自治法その他の法律に規定に基づくものであるから、本訴を不適法として却下又は棄却することは不当である。

004 解答：誤り

地方自治法その他の法律にこれを許した規定がないのであるから、本訴を不適法としたのは正当であるとした。(Ⅱ－218)

問題 005

市又は市長が、知事及び建設大臣(当時)に対し行った許認可申請及びその申請に対する許認可処分の法律上の関係は、市又は市長と、相手方たる知事及び建設大臣との関係であるが、第三者の利害関係にも深く関わるものであり、従って第三者は当該申請及びそれに対する処分の効力について争う法律上の利益を有する。

005 解答：誤り

第三者に利害関係のないことであり、従って第三者は当該申請及びそれに対する処分の効力について争う法律上の利益を有しないとした。(Ⅱ－218)

問題 006

市議会議員は地方自治法の定めるところにより議決機関たる議会の構成員として市の意思決定に参加することができるけれども、議員としてなし得る事項は地方自治法その他法律中に定められており、これら法律の規定をなれて議員なるが故に他の市民と異なる立場にたつものではない。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－218)

問題 007

選挙期日の告示の取消しを求める訴訟について、当該告示を選挙の一連の手続から切り離して、これを独立した争訟の対象とすることも許される。

007 解答：誤り

法律の許容しない趣旨と解すべきであるとした。

(Ⅱ－218)

問題 008

住民が提起した選挙期日の告示の取消しを求める訴訟は、いわゆる民衆訴訟であって、当事者間に具体的な権利義務等についての争いがあり個人の権利を保護するための訴訟ではないから、かかる訴訟は、法律の規定をまっぴらしてはじめて提起しうるものであり、法律の規定のない限り訴訟を提起しうべきものではない。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－219)

問題 009

国民の基本的権利を侵害する国権行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請に照らして考えるときは、公職選挙法 204 条の規定が、その定める訴訟において、同法の議員定数配分規定が選挙権の平等に違反することを選挙無効の原因として主張することを殊更に排除する趣旨と解釈するのは相当ではない。

009 解答：妥当である。(Ⅱ－220)

問題 010

民有林の開発行為の許可処分に関する取消訴訟において、本件処分の取消しによって回復される各原告の有する利益は、その価額を具体的に算定することは極めて困難という性質に照らし、全員に共通する利益であり、各原告がそれぞれ有するものと解することは相当でない。

010 解答：誤り

各原告がそれぞれ有するものであって、全員に共通であるとはいえないとした。(Ⅱ－221)

問題 011

地方自治法 242 条の 2 に定める住民訴訟の原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためにではなく、専ら原告を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものである。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－222)

問題 012

地方自治法 242 条の 2 に定める住民訴訟は、住民が法律の特別の規定に基づき地方公共団体の構成員としての資格において住民全体の利益のためにこれを追行するものであるが、複数の住民が共同して出訴した場合は、各自の「訴を以て主張する利益」は同一とは認められない。

012 解答：誤り

複数の住民が共同して出訴した場合でも、各自の「訴を以て主張する利益」は同一であると認められるとした。
(Ⅱ－222)